

居住支援—生活の場におけるサービスです

種 類	サ ー ビ ス 名	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の援助等を行うとともに利用者のニーズに応じて食事等の介護を行います。

補装具費支給事業

事 業 名	対 象	内 容	料 金 等
補装具費支給事業	身体障害者手帳をお持ちの方 難病患者等の方	身体機能の障がいや補装具(日常生活を容易にするための器具)の購入・修理に要する費用を支給します。	原則、費用の1割負担 (所得制限あり)

※介護保険対象者は、介護保険が優先されます。

地域生活支援事業

事 業 名	対 象	内 容	料 金 等
相談支援事業	障がいのある方 (難病患者等を含む)	相談支援事業者において福祉に関する各般の問題等につき相談に応じます。	無 料
意思疎通支援事業		手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	
移動支援事業		移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行います。	費用の1割負担 (生活保護受給世帯、市民税非課税世帯については無料)
日中一時支援事業		障がいのある方の日中における活動の場のための支援を行います。	
地域活動支援センター事業		在宅の障がいのある方に対し通所の場を設け、機能回復訓練、創作的活動等の各種サービスを提供することにより、自立生活を援助します。	
日常生活用具給付事業(※)	障がいのある方の障がいに応じての給付(難病患者等を含む)	ストマ用装具・特殊寝台等の購入費用、住宅改修費等を補助します。	
訪問入浴サービス事業(※)	重度の下肢・体幹障がいの方で、寝たきりの状態にある方(難病患者等を含む)	移動入浴車を自宅に派遣します。	
自動車改造費・自動車運転免許取得費の補助事業	身体障がい者が就労・通院・通学等のために自動車を必要とする場合	障がいのある方がご自身で運転するための自動車の改造に要する経費、運転免許取得に要する経費を補助します。	限度額10万円 (所得制限あり)

※介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。

障がい児通所支援事業

サ ー ビ ス 名	対 象	内 容
児童発達支援	就学前の障がい児	就学前の障がい児が、保護者とともに、または児童のみで通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	就学している障がい児が、授業終了後または休業日に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの療育事業を行います。

● 障がいのある方に対して、次のような制度があります

障がい者手当

名 称	対 象	内 容	手 当 月 額
特別障害者手当等	重度障がい者(身体・知的)で、 常時特別な介護が必要な方	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過福祉手当 (2・5・8・11月に支給)	14,580円～33,660円
在宅重度障害者手当	身体障がい1・2級、療育手帳A、 身体障がい3級で療育手帳B の重複障がいの方	在宅の重度障がいの方に支給 (特別障害者手当等の受給者 を除く)(4・8・12月に支給)	6,750円～15,500円
心身障害者手当	身体障がい1～4級、 療育手帳A・B、精神障がい1～ 3級	在宅の障がい者の方に支給 (3・9月に支給)	身体障がい1～3級、療育手帳A・B、精神障 がい1～2級 2,000円 身体障がい4級、精神障がい3級 1,000円

※特別障害者手当等および在宅重度障害者手当については、所得制限があります。

福祉タクシー料金助成事業・有料道路割引制度

事 業 名	対 象	内 容
福祉タクシー料金 助成事業	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神 障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項 症～第5項症、被爆者健康手帳をお持ちの方	タクシーを利用する場合、利用券1枚につき500円以内を 助成します。(年24枚) 利用券は、乗車1回につき2枚まで利用できます。
有料道路割引制度	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	障がいのある方が自ら自動車を運転する場合または第1 種障がい者が乗車し、介護者が運転する場合に通行料金が 割引されます。 福祉課で、事前に申請が必要です。

● 総合的に障がい者の地域での自立した生活を支援するため、次のような事業を実施しています

障がい福祉サービス

日中活動—昼間の活動を支援するサービスです

種 類	サ ー ビ ス 名	内 容
介 護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護・援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
訓 練 等 給 付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。